

平成二十九年五月十九日受領
答弁第二九四号

内閣衆質一九三第二九四号

平成二十九年五月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員仲里利信君提出質問主意書に対する政府答弁書の現況と望ましいあり方に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員仲里利信君提出質問主意書に対する政府答弁書の現況と望ましいあり方に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の報道については承知している。

二、五及び六について

政府としては、従来より、質問主意書に対して国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の規定等に従い、誠実に答弁をしてきたところであり、引き続き適切な対応をしてまいりたい。

三及び四について

御指摘のような事実はない。

七及び八について

「国会開会中に限定されている質問主意書の提出や、先例で三回までと限定されている質問回数を見直し、通年、何回でも質問できるように改善すべき」かとのお尋ねについては、国会において適切に判断されるべき事柄と考える。いずれにせよ、二、五及び六について述べたように、政府としては質問主意書

に対して国会法の規定等に従い、引き続き誠実に答弁をしてまいりたい。